

岩手県告示第604号

令和4年9月2日付け岩手県報第12224号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年岩手県告示第520号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 二戸市金田一字天狗52、54、58の3
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 佐藤正倫、菅原佐智
- 2 通知の内容を掲示した場所 二戸市役所